

土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領 新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
2 用語の定義	<p>土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領</p> <p>制 定 平成29年3月21日28企技第1691号  一部改正 令和元年9月27日元企技第 758号  一部改正 令和2年4月13日2企技第 57号  一部改正 令和3年3月 2日2企技第1241号  一部改正 令和3年9月17日3企技第 767号  一部改正 <u>令和5年2月28日4企技第1251号</u></p> <p>(1) 週休2日  対象期間において、<u>土日に限らず</u>、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。  <u>なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。</u></p> <p>(2) 対象期間  着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。  <u>※着工日＝着工届を受理した日</u></p> <p>(4) 4週8休以上  対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。<u>なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができる。現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。</u>  <u>現場閉所率＝現場閉所日数</u>  <div style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{（着工日から竣工日までの日数－年末年始休暇7日間－夏季休暇4日間－工場製作のみを実施している期間－工事全体を一時中止している期間－発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間）}}{\text{（着工日から竣工日までの日数－年末年始休暇7日間－夏季休暇4日間－工場製作のみを実施している期間－工事全体を一時中止している期間－発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間）}}</math> </div> <u>※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間</u>  <u>例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間</u>  <u>他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間</u>  <u>一時・一部中止期間 等</u></p>	<p>土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領</p> <p>制 定 平成29年3月21日28企技第1691号  一部改正 令和元年9月27日元企技第 758号  一部改正 令和2年4月13日2企技第 57号  一部改正 令和3年3月 2日2企技第1241号  一部改正 令和3年9月17日3企技第 767号</p> <p>(1) 週休2日  対象期間において、 _____ 4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間  着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。</p> <p>(4) 4週8休以上  対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。<u>また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるほか、各種法令を遵守していれば月単位で4週8休を確保しなくてもよい。</u></p>
	3 対象工事	<p>災害復旧工事<u>や社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事</u>等を除く全ての工事を試行の対象とする。  ただし、土木工事標準積算基準 第I編総則 第2章工事費の積算 ②間接工事費 2. 共通仮設費の工種区分が、「港湾・漁港工事」、「海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）」、「港湾・漁港構造物工事・海岸工事」を適用する工事については、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領（港湾漁港編）』の規定によるものとする。</p> <p>また、建築関係工事については、『建築・設備工事における週休2日促進工事試行要領』の規定によるものとする。</p>

5 受注者希望型と発注者指定型

- (1)受注者希望型  
受注者希望型は、原則、発注者指定型以外の工事を対象とする。
- (2)発注者指定型  
発注者指定型は、原則、諸経費工種が『舗装』と『道路改良』の工事を対象とする。  
ただし、これら工種以外でも管内毎の達成状況に応じて、選択することができるものとする。

表 1. 受注者希望型と発注者指定型の区分

区分	受注者希望型と発注者指定型の別
工種	
舗装、道路改良	発注者指定型を原則とする。
上記以外	受注者希望型を原則とする。 ※発注者指定型も管内毎の達成状況に応じて選択可

6 受注者の取組内容

- (2) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。
  - (ア) 対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確認し、工程表に現場閉所日を明記する。
  - (イ) 工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。
- (3) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。
- (4) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。
- (6) 受注者は出来形数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。

7 発注者の取組内容

- (1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組みに支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。
- (2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない（ウィークリースタンスの推進）。

8 事務手続きについて

- (1) 積算関係
  - (ア) 当初設定工期は標準工期とする。（福島県の標準工期は、4週8休に対応している。）
  - (イ) 掲示板の設置費用については、土木事業単価表の「工事標示板（T9941）」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。
  - (ウ) 当初積算時に「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。
- (2) 設計変更  
発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。  
週休2日の達成状況に応じて、

- (2) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。
  - (ア) 対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確認し、工程表に休日を明記する。
  - (イ) 工程表で定めた休日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。
- (3) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。
- (4) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。
- (6) 受注者は出来形数量の提出時等に、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。

- (1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組みに支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。
- (2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。

- (1) 積算関係
  - (ア) 当初設定工期は標準工期とする。
  - (イ) 掲示板の設置費用については、物価本の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。
  - (ウ) 当初積算時に「4週6休以上4週7休未満」を確保した場合の補正を計上する。
- (2) 設計変更  
発注者は受注者の週休2日の達成状況を確認し、以下のとおり設計変更を行う。
  - (ア) 週休2日の達成状況に応じて、4週7休以上4週8休未満または4週8休以上の補正を



この要領は、令和3年 4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和3年10月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和5年 4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和3年 4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和3年10月1日以降に起工する工事から適用する。

---